

特集 こども家庭センターは子育てを応援します！

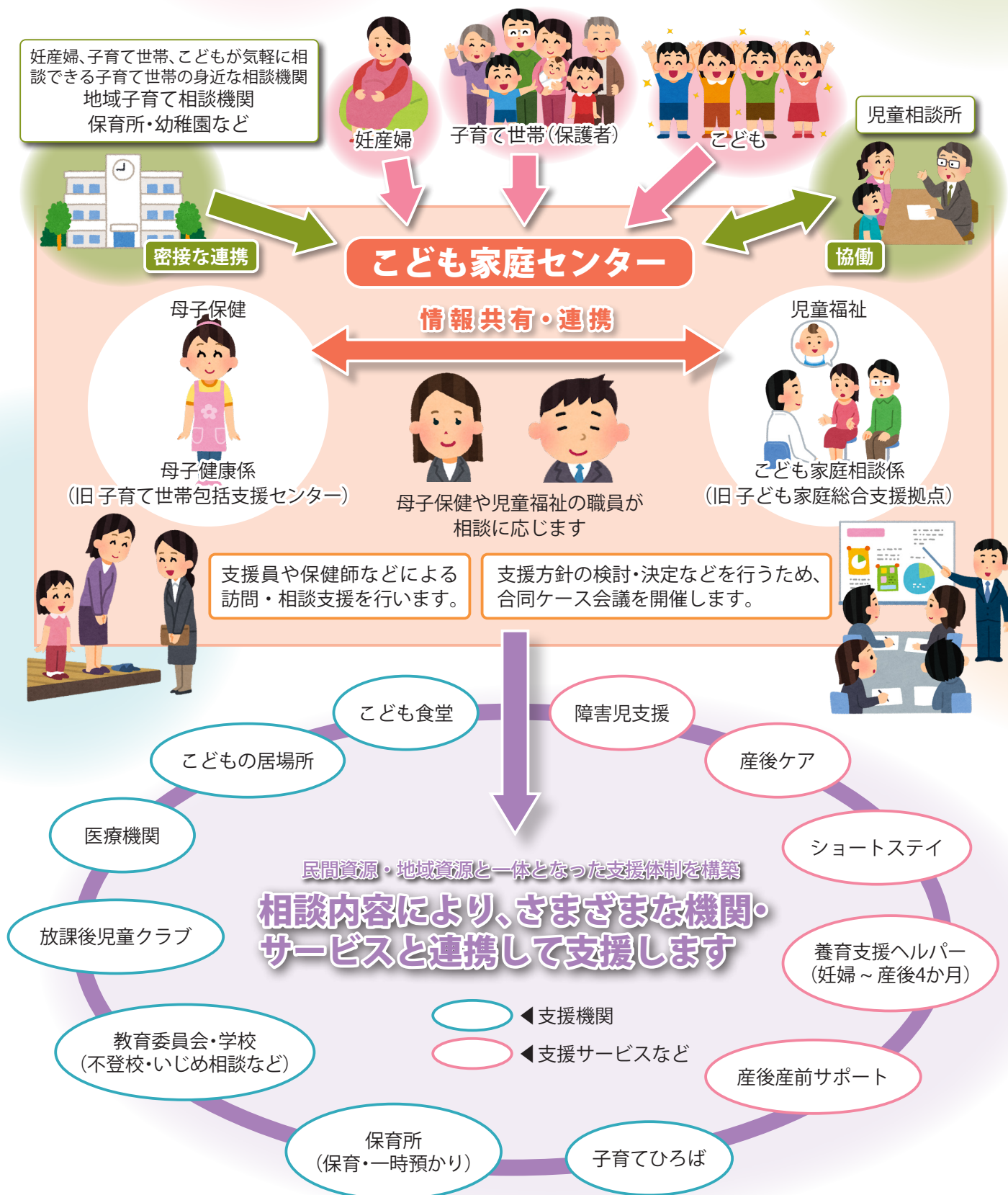
問 こども支援課 こども家庭相談係
問 こども支援課 母子健康係

本 3階 0287-23-8792
本 3階 0287-23-8634

こども家庭センターとは？

核家族化や地域社会の変化から、子育て家庭が地域の中で孤立しがちな傾向があり、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化したと言われています。

そのような家庭を支援するため、令和7年4月1日からこども家庭センターを設置しました。こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉それぞれの専門職員がより連携を深め、一体的に支援を行います。また、相談内容によっては、こども家庭センター以外の関係機関との連携を図ります。



妊娠期から子育て期までの育児サポート

問 こども支援課 母子健康係 本 3階 TEL 0287-23-8634

皆さまの子育て
を支えます

こども家庭センターでは、こどもの年齢や家庭状況、経済状況に応じ、さまざまなサポートを行っています。育児に関するあなたの心強い味方です。有効的にご利用ください。

産後ケア事業

産後のお母さんに対し、出産後の体や心の回復を促し、安心して健やかな育児ができるよう育児手技などの相談や保健指導、心理的ケア、母乳ケアなどを委託医療機関（助産施設を含む）で行う「産後ケア事業」を行っています。さらに利用しやすくなるよう利用者負担割合を引き下げ、訪問型を追加するなど内容を拡充しました。

●実施方法

①宿泊型②日帰り型③訪問型の3種類

●利用者負担額

- ▶生活保護世帯・非課税世帯は無料
- ▶課税世帯は一律2割

●助成

助成金(2,500円/1回)を7回まで利用可能

●利用日数

7日以内(多胎児は14日以内)

●対象者

産後概ね1年未満の母子

※流産または死産の場合でも利用が可能です。



産前産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する不安や悩みなどについて、助産師が訪問や電話などで相談支援を行い、あわせて孤立感の解消を図る（より専門的な相談や支援が必要な場合は専門職や専門機関につなげる）ことを行っています。4月1日からは対象を生後4か月未満から概ね1歳までと対象を拡大しています。

●実施方法

訪問や電話、乳幼児健康相談などの会場の場での面談

●内容

- ▶妊娠期の相談、出産準備品の確認、赤ちゃん人形での沐浴や着替え、抱っこ、おむつ替えの練習
- ▶プレママ教室での仲間づくり
- ▶出産後の相談、母乳やミルクなどの相談、体重測定など

●利用料 無料

養育支援ヘルパー事業

支援が必要な家庭に市が委託している事業所のヘルパーを派遣しています。

●内容

- ▶家事支援
調理、掃除、洗濯、買い物など
- ▶育児補助支援
授乳の準備、おむつ交換の片付けなど

●利用料

- ▶生活保護世帯は無料
- ▶非課税世帯1時間あたり300円
- ▶上記以外の世帯は1時間あたり1,000円

●利用可能期間

- ▶妊娠中から生まれた赤ちゃんが4か月になるまで
- ▶平日日中の連続2時間以内、月8回まで

1か月児健康診査の受診料の上限額を引き上げ

受診券に問診票を追加し、受診票も詳しくなりました。また、1か月児健康診査の上限額を5,000円から6,000円に引き上げました。

出産・子育て応援事業の対象を拡充

妊婦のための支援給付です。妊娠届出の面談時に5万円の出産応援給付金の申請ができ、出産後の赤ちゃん訪問の実施時に子育て応援給付金(児1人につき5万円)の申請ができます。
※子育て応援交付金について多胎の場合は、児の人数に応じて給付されます。
※流産、死産なども申請ができるようになりましたので、こども家庭センターにご相談ください。

低所得者の妊婦に対する初回産科等受診料助成の新設

妊娠の可能性があるにも関わらず、経済的な問題で医療機関に受診ができない方に対し、初回の受診料の助成を行う事業を新設しました。
※市が指定した医療機関となります。
※医療機関からの妊娠届書の提出により母子手帳の交付、妊産婦医療費助成、妊産婦健診受診券の発行ができます。